

宮城県学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業）交付要綱

（趣旨）

第1 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による学校の一斉臨時休業に係る対応及び臨時休業からの再開等を支援するため、県内に所在する私立学校を設置する学校法人が行う学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業（学校保健特別対策事業費補助金交付要綱（令和2年6月3日文科科学大臣裁定）に定める学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業）（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において宮城県学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱において「私立学校」とは、私立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、高等学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程）をいう。ただし、県内に主たる事務所が所在しない広域の通信制の学校は除く。

（補助対象者）

第3 この補助金の補助対象者は、補助申請年度において事業について学校保健特別対策事業費補助金（以下「国庫補助」という。）の交付を受ける学校法人等（私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項に規定する法人をいう。以下同じ。）に限る。

（補助対象経費）

第4 この補助金の補助対象となる経費は、当該事業に対する国庫補助の補助対象経費と同一のものとする。

（補助金の額の算定）

第5 この補助金の額は、補助対象経費から国庫補助の交付金額を差し引いた額と国庫補助の補助上限額とを比較してどちらか低い額から千円未満を切り捨てた額とする。

（交付申請）

第6 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額内訳書（別表第1）
- (2) 国庫補助に係る額の確定（交付決定）通知の写し（原本証明したもの）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第7 規則第5条の規定により付する条件は、以下のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更が生じた場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けるものとし、その添付書類は、第6第2項の規定を準用する。ただし、軽微な変更にあつてはこの限りではない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、別記様式第4号により速やかに知事に対して報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績調書（別表第3）
- (2) 国庫補助に係る額の確定通知の写し（原本証明したもの）
- (3) 対象経費の金額が確認できる書類の写し（原本証明したもの）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第6号による請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10 知事は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から施行し、令和2年度予算に係る補助金から適用する。